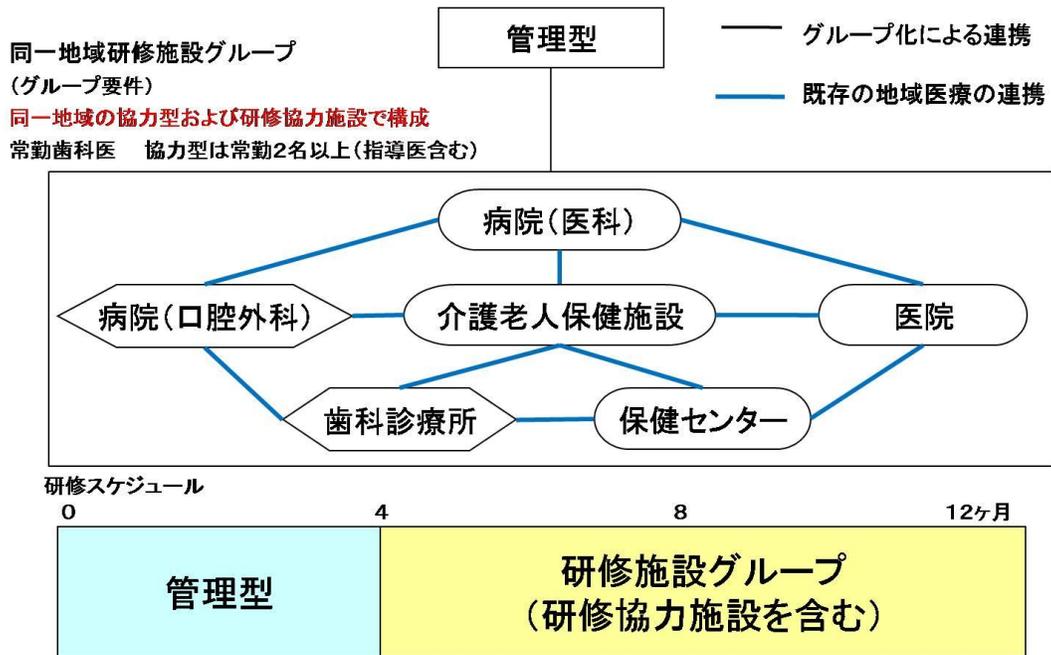


例3)



## 5. 臨床研修施設の指定基準（現行）

		単独型	管理型	協力型
人員	常に勤務する歯科医師の数	3名以上	2名以上	
	常勤の指導歯科医	1名以上必須		
	歯科衛生士・看護師	常勤換算で、常に勤務する歯科医師と概ね同数 (歯科衛生士の配置:必須)		
	研修歯科医の同時受入定員	指導歯科医数の2倍まで		
	プログラム責任者の配置	義務		管理型に配置
	プログラム責任者の受け持つ 研修歯科医	プログラム責任者あたり20名まで		該当なし
施設	研修プログラム	原則1年	連続した3ヶ月以上	
	開設歴	3年以上		
	入院症例	研修が実施できること		該当なし
	実績(病床を有さない診療所)	2年以上連続して臨床研修の実績があること		該当なし
	医療安全	医療安全のための体制を確保していること		
指定基準		年間を通じて常に遵守		

(参考) 現行制度での臨床研修のスケジュール例



管理型および協力型は連続した3ヶ月以上、  
研修協力施設は合計で1ヶ月以内と定められている